

# 茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合  
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-93  
telephone 029-305-3075  
facsimile 029-305-3317  
www.mito.ne.jp/~iba-kou/

## 県教委が県立学校に韓国修学旅行を要請 開港まで90日 利用客見込めない茨城空港に苦肉の策



### 県教委が韓国修学旅行を要請

10月2日、県教委・高校教育課は、2010（平成22）年度に茨城空港を利用しての韓国修学旅行（現1年生対象）を実施するよう各校長に要請した。

費用はパスポート取得費を含めて11万円以内、日程は初日夕方に韓国到着、最終日昼に茨城空港到着、飛行機は141名又は177名乗りだが日程をずらせば5クラス以上でも可能、などと説明した。

### 定期便1路線だけの「開港」

茨城空港は来年3月11日に

開港予定だが、就航が決まっている定期便は、韓国アジア航空によるソウル便1日1往復だけである。建設にあたっての需要予測では、大阪、福岡、那覇、札幌の4定期便が就航し、年間82万人が利用するとしていた。

茨城空港は、複数の国内定期便が見込めるとの予測のもとに建設されたのであるが、開港を3か月後に控えて国内定期便の就航は決まっていない。国交省は、こんな事態は「聞いたことがない」と無責任な態度である。

国際線が1便だけ、そして通常の国内定期便の就航は絶望的。これが茨城空港の実情なのだ。そこで、行政当局が思いついたのが、高校生に対する韓国修学

旅行の要請である。

### 高校生にツケ回し

茨城空港は、航空自衛隊百里基地内に滑走路を新設したうえで、自衛隊に管制してもらった「軍民共用空港」である。滑走路関係に約250億円、アクセス道路、工業団地、公園、ターミナルビル、駐車場などに約300億円、総額550億円を超える税金が投入された大規模公共事業である。

これだけの予算があれば、県立学校の耐震性の劣る危険校舎を数十棟改築できる。また、石岡一鉾間を運行し、高校生を中心に年間80万人が利用していた鹿島鉄道は2007年3月に

廃線となったが、年間1億円の公費補助で救えたのである。政治の被害者の高校生に、さらにツケを回そうとするとは！

### 韓国旅行に使えない3つの理由

さて、茨城空港は韓国修学旅行に本当に使えるのだろうか。

1つ目に日程を見てみよう。往路は茨城空港発13時、ソウル（仁川空港）着が15:20（現地時間。時差1時間）、帰路はソウル発午前10時で、茨城空港には12時に着く。これでは出発日と帰着日は移動だけになり、あまりにもったいない。

2つ目に乗客数を見てみよう。運航する機材はエアバスA320

（141席）で、修学旅行や多客期には機材をA321（177席）に変更して運航するというが、それでも4クラス分が限度である。県教委は、5クラス以上の場合は日程をずらせばよいと無責任なことを言っている。

3つ目に運航の安定度を見てみよう。朝、仁川空港を出発した旅客機が茨城空港に着陸し、1時間で仁川空港に折り返すというスケジュールである。不具合を生じた場合の代替機はない。

平均搭乗率は75%を見込み、乗客構成は日本から75%、韓国から25%としているが、搭乗率が想定を大きく下回った場合は、路線廃止も考えられる。

以上の3点だけを見ても、茨

城空港は韓国修学旅行には使えないと言わざるを得ない。

### 戦闘機が飛び交う茨城空港

戦闘機と偵察機が毎日実戦訓練を繰り返す航空自衛隊百里基地。茨城空港に行けば、目の前を100億円超の戦闘機が飛び交う。自衛隊が「軍隊」であることを実感できることだろう。時には、米軍機の訓練も目の当たりにできる。

このように茨城空港を「有効活用」する方法もあるかも知れない。しかし、韓国修学旅行に茨城空港を利用するのは無理であろう。

## 必修〈道徳〉は生徒の道徳性の発達をうながすか？（第24回）

### 「八紘一字」の典拠は『日本書紀』中のフィクション

#### 「六千人の命のビザ」—— 杉原千畝評価におけるナショナリズムとシオニズム(9)

#### §4

#### 八紘一字と人種差別 (つづき)

#### 大東亜の「新秩序」

「八紘一字」が大日本帝国の国是として初めて登場した、1940（昭和15）年7月26日の閣議決定「基本国策要綱」についてひきつづき検討しよう。

「先づ皇国を核心とし、日滿支の強固なる結合を根幹とする大東亜の新秩序を建設する。」

「日滿支」の「滿」とは、中国東北部に大日本帝国が樹立した

「満州国」である。形の上では独立国だが実質的には大日本帝国の植民地である。「支」は、大日本帝国により首都南京を占領され重慶に移った中華民国政府ではなく、汪兆銘の「南京国民政府」を指す。大日本帝国は中国全土の征服をめざして軍事行動を開始したが、宣戦布告もしていないため、それを「戦争」と呼ぶことすらできず、当初は「北支事変」（1937〔昭和12〕年7月11日）、ついで「支那事変」（同9月2日）と呼んだ。

さらに「国民政府を相手とせず」と宣言し（1938〔昭和13〕年1月16日）、相手国政府とのいかなる交渉もできない状態を

みずから作った。実質的な政府といえない汪兆銘の「国民政府」を中国国家と看做し、重慶政府を「相手」としないと宣言してしまった以上、いくら戦闘を続けたところで休戦交渉をおこなうことすらできない。これでは休戦も、したがって戦争の終結もありえない。当然「泥沼」へと進むことになる。「日滿支の強固なる結合」とは、「世界同胞主義」ではなく、大日本帝国による中国支配を、ただし到底達成できない中国支配の完成を表現している。

これを「根幹」とする「大東亜の新秩序」を建設するという。「大東亜」は字義上は東アジアだ

が、実際にはそれを大きく上回る地域を指すことになる。「仏印進駐」(北部:1940〔昭和15〕年9月。南部:1941〔昭和16〕年7月)により占領したフランス領インドシナ植民地、太平洋戦争に際して占領した東南アジア全域、西太平洋地域、そしてそれらの隣接地域が「大東亜」の範囲となった。

大日本帝国は、アメリカ・イギリス・オランダ・フランスによる植民地体制の解消をめざした。その限りにおいて、大日本帝国は表面的には、欧米帝国主義諸国による植民地体制からのアジアの「解放」をめざしたことになる。しかし、自らを「核心」とする植民地支配体制へと「大東亜」全域を再編しようとしたのであり、けっして帝国主義による植民地支配を終わらせようとしたのではない。

大日本帝国は、「白色人」による「黄色人」に対する差別にかえて、日本人によるアジア諸民族に対する差別を樹立しようとしたのである。

「八紘一宇」と『淮南子』

戦後60年以上経過した今、「八紘一宇」の一語にこだわることは、異様に思われる。しかし、国粹主義者にはそれ以外に方法がないのである。現実におこなわれたことではなく、四字熟語「八紘一宇」の無理な字義解釈や「世界同胞主義」などという誤訳へのすり替えによって、大日本帝国の政治的行動や軍事的行為を積極的に正当化しようとするにすぎない。窮余の一策というところなのだが、このような空疎な字義解釈に頼るのは、歴史修正主義者にとっては自殺行為

である。『日本書紀』巻第三における神武天皇の台詞の中の「六合」と「八紘」はオリジナルではない。その典拠は、『淮南子』などの漢籍であるとされる(『日本古典文学大系 67』、213頁)。『淮南子』は、「宇宙」の生成と構造から、人類社会のありかたまで万般が話題となる道教思想の古典的文書である。「六合」や「八紘」は、宇宙の構造の説明において用いられる語である。

「六合」とは、天地と東南西北、すなわち上下と四方のあわせて6方向に広がる空間を言う。地上世界の中心には、東西に3つ、南北に3つ配列される「九州」(3×3=9。それぞれ千里四方)がある。これが「中国」である。

「九州」の外側、東西南北(四方)と、東南・南西・北西・北東の四隅、あわせて8方向にあるのが「八いん」[いんは、篇が「歹」で旁が「寅」](それぞれ千里四方)である。

「八いん」の外側の8方向にあるのが「八紘」(それぞれ千里四方)である。これで終わりではない。「八紘」の外側にあるのが「八極」(8方向にある極地)である。

「八紘」の「紘」とは、「維」すなわち天地を繋いでいる綱のことであり、天と地とはこの綱により、8箇所(4つの隅と東西南北4方向)でつながっている(楠山春樹『新釈漢文大系 54 淮南子 上』1979年、明治書院、210-13頁)。

「八紘」は、それ自体は「八いん」の外側の8箇所のことであるが、「八紘」とその内側の領域全体をも指す。通例は後者の意味で用いられる

ところで、『淮南子』は、前漢

時代の西暦紀元前2世紀に成立した。ところが、『日本書紀』巻第三で神武天皇が「六合を兼ねて都を開き、八紘を掩ひて宇にせむこと、亦可からずや。」と述べたのは、皇紀4年(西暦紀元前656年)だということになっている。神武天皇は西暦紀元前656年に、約500年後に編纂されるであろう文書から引用して、お言葉を述べたことになっている。時間的に前の者が、時間的に後の書物を読んでいたというのである。これは絶対にありえない話であり、『日本書紀』の記述内容の虚構性を物語っている。

神武天皇が紀元前656年に「六合を兼ねて都を開き、八紘を掩ひて宇にせむこと、亦可からずや。」と言ったという『日本書紀』の記述はフィクションである。したがって、西暦紀元前656年に神武天皇が「六合を兼ねて都を開き、八紘を掩ひて宇にせむこと、亦可からずや。」と発言したという『日本書紀』の記述を前提とする国粹主義者の様々の主張は、成り立たない。

「日本会議」の上杉千年は、本国からの禁止的訓令と日々膨れ上がるユダヤ人群众との板挟みになって苦悩する杉原千畝が、四字熟語「八紘一宇」に依拠して解決策を見いだしたのだと主張する。これでは杉原千畝が、フィクションとしての日本神話にもとづく空疎な虚偽である「八紘一宇」の理念に基づいて、1940(昭和15)年の東ヨーロッパでの「ユダヤ人問題」に対処したことになる。このような暴論は到底成り立たない。

小林よしのり『戦争論』

上杉千年の謬論は、他の国粹



こま 齣 1

主義者らによってあちこちで引用され、間接的に少なからぬ社会的影響を及ぼしている。漫画家小林よしのりの『新ゴーマニズム宣言 special 戦争論』(1998年、幻冬社)も、上杉の主張に依拠した漫画である。

齣1で小林は、「八紘一宇というのは『天皇の下ですべての民族は平等』ということだがこの政治的主張は単なるフィクションではなかった! じつはかなり本気的主張であることが証明されてきているのだ」としている(同書、35頁)。四字熟語「八紘一宇」に、来歴や文脈などすべてを無視して「天皇の下ですべての民族は平等」という内容を含意させている。

「単なるフィクション」ではなく「かなり本気である」というのは、何を言っているのかわからない文章ではあるが、小林はどうやら「八紘一宇」が「フィクション」であることを自認しているようである。語るに落ちるとはこのことだろう。

齣2で小林は、杉原千畝について「もともと彼の行動は日本の八紘一宇の政治的主張のもとにやっていたわけだ」としてい



こま 齣 2

る(同書、36頁)。ぞんざいな叙述であり、これもまた趣旨が明確ではないが、小林よしのりが上杉千年の主張に沿って書いていることは間違いないだろう。

「満州国」と杉原千畝

上杉千年は、極東国際軍事裁判(「東京裁判」)において、容疑者の弁護団は、杉原千畝を証人として召喚してビザ発給は人種平等の「八紘一宇」精神の発露としての国策に従ったものだったと証言させるべきだったという。そうすれば、大日本帝国が「八紘一宇」精神に基づきユダヤ人を保護した事実があきらかになり、ユダヤ人を差別するどころかそれを保護した大日本帝国が、「南京事件」のような虐殺事件を起こすはずがないことを立証でき、裁判の結果は大きく異なっていたのに、杉原千畝に証言させなかったのはまことに残念だったという(上杉千年『猶太難民と八紘一宇』227-28頁)。

だが、杉原千畝は晩年に書いた手記において次のとおり述べている(渡辺勝正『決断・命の

ビザ』[1996年、大正出版]所収、291頁)。

「一九三六年(昭和一一)に満州国ができると、その外交部へ派遣され、満州国には三か年在籍しました〔……〕。そしてその間に私は、この国の内幕が分ってきました。若い職業軍人が狭い見方で事を運び、無理強いしているのを見ていやになったので、本家の外務省へのカムバックを希望して東京に帰りました。」

杉原千畝がすでに死去しているのをいいことに、「日本会議」の藤原宣夫や上杉千年らは、あきらかな事実を無視し、根拠のない主張を積み重ねて、大日本帝国擁護の主張を展開してきた。しかし、「八紘一宇」は人種平等のスローガンであり、杉原千畝はその精神にしたがってビザを発給したとの主張は、いかにしても成り立たない。

杉原千畝に、大日本帝国のおこなった戦争についての弁護活動を期待するのは間違いだらう。

(§4 終わり) (つづく)